



帝王切開の場合の健康保険給付について

第 93 回

立石さん：みらいさん、こんにちは。先日、海外赴任をしている友人の A さんから、今度出産をすることになったので、出産予定日の 2 カ月ほど前から帰国して、日本の病院で出産をする予定である、という連絡を受けました。

みらい：それはうれしいお知らせですね！

立石さん：実は、この話には続きがありまして……。帰国予定をとくに過ぎているのになかなか A さんから連絡がなく心配していましたが、最近やっと連絡がとれました。

みらい：そうでしたか。A さんは今どうされているのですか。

立石さん：休暇に入る直前、容態が急変したため即時入院、帝王切開での出産となったようですが、今では母子ともに健康で、もうすぐ現地の病院を退院できるそうです。

みらい：それは良かった。

立石さん：ただ、今回は急きょ現地で入院することになったので医療費のことが心配のようです。たしか出産にかかる費用は健康保険の対象外と聞いているので、例えば日本で出産しても費用面では変わらないのかもしれませんが、やはり今回のようなケースでも全額自費負担することになるのですよね。

みらい：いいえ、帝王切開の場合は同じ出産でも少し取り扱いが異なるんですよ。

立石さん：それはどういうことですか。

みらい：帝王切開での出産にかかる費用は、大きく分けて「保険診療」と「自費診療」の 2 つに分かれます。保険診療は「投薬料、処置料、手術料、入院料」などを言い、自費診療は「分娩介助料、胎盤処理料、文書料、新生児保育料、新生児検査料、部屋代金」などを言います。自然分娩も帝王切開も自費診療にあたる部分は共通しているので、健康保険の適用はありませんが、帝王切開の場合は保険診療の部分について健康保険の適用があります。

立石さん：なるほど。例えば自己負担割合が 3 割の場合、7 割が海外療養費として払い戻しの対象になるということですね。

みらい：その通りです。正確には、「日本国内の保険診療として認められた治療」の場合、7 割（実際に海外で支払った医療費の方が低い場合はその額）を限度に払い戻しの金額が決まる、ということになります。

さらに、帝王切開での出産のように医療費の自己負担額が高額になる場合、高額療養費に該当する可能性もあります。実際に海外療養費の払い戻し決定後、A さんの高額療養費の自己負担限度額がわかりますので、その時点で確認してみるとよいでしょう。

立石さん：よくわかりました。では、もう 1 点質問です。A さんは健康保険の被保険者なので、出産育児一時金と出産手当金を受けることができますと思いますが、今回のように、予定していた産前休業の開始日より前に出産した場合でも出産手当金は支給されますか。

みらい：はい。通常は出産予定日を基準に、産前 42 日、産後 56 日間の産前産後休業を取得可能で、この期間中に会社から給与の支払を受けていない場合、1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 にあたる出産手当金が支給されます。しかし、A さんのように産前休業取得前に出産した場合、結果として、産後 56 日分のみが支給対象となります。

立石さん：では、出産手当金に関しては、支給される金額がだいぶ少なくなってしまいそうですね。

みらい：そうですね。ただ、会社からの給与の支給状況や、有給休暇の取得状況にもよりますが、出産までのご入院されていた期間について医師から労務不能の証明を受けることができれば、傷病手当金を受けられる可能性があります。まずは今回の一連の給付について、A さんの日本の会社の担当者を通し、加入している健康保険組合に詳細を確認してみるといいですよ。

立石さん：わかりました。いろいろな情報をありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ
みらいコンサルティング株式会社
税理士法人みらいコンサルティング
社会保険労務士法人みらいコンサルティング
Reanda MC 国際公認会計士共同事務所
霞が関司法書士事務所
〒100-6004
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 4 階
TEL : 81-3-3519-3970 (代)
FAX : 81-3-3519-3971
URL : <http://www.miraic.jp/>